

告 示

埼玉県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号で告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和四年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号、昭和五十年埼玉県告示第十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十三号、昭和五十六年埼玉県告示第五百六号、昭和五十六年埼玉県告示第千二百二十号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百四十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百八十八号、平成五年埼玉県告示第三百七十二号、平成六年埼玉県告示第三百二十九号、平成七年埼玉県告示第三百四十三号、平成八年埼玉県告示第四百六十二号、平成八年埼玉県告示第千五百四十五号、平成十年埼玉県告示第千六百六十九号、平成十一年埼玉県告示第五百七号、平成十二年埼玉県告示第九百十号、平成十二年埼玉県告示第千五百十九号、平成十三年埼玉県告示第二百九十二号、平成十三年埼玉県告示第五百八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十六号、平成十五年埼玉県告示第七百三十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十五号、平成十七年埼玉県告示第七百三十三号、平成十七年埼玉県告示第七百三十六号、平成十七年埼玉県告示第千八百号、平成十八年埼玉県告示第千五百八十四号、平成二十六年埼玉県告示第九百四十六号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十一号の事業地に、鴻巣市箕田字長右エ門並びに鴻巣市寺谷字野足を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし